

市内に立地した事業者の皆様に奨励金を交付します！

新城市企業立地・雇用促進奨励金

新城市では、地域産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の持続的な発展に寄与することを目的として、市内において工場等の新設等を行う事業者に対して、奨励金を交付します。

対象地域	市内全域
認定要件	工場等の新設、増設又は移転をした事業者で、次の要件を全て満たす者 ※敷地面積が0.2ヘクタール以上のものに限る 【企業立地奨励金】 ①製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、学術研究、専門・サービス業、自動車整備業を営む者 ②操業を開始した日以後当該施設について、最初に固定資産税を課することとなった年度に、固定資産税（家屋・構築物、これらの敷地である土地）の課税標準額が1億円以上となった者（中小企業者及び事業協同組合にあっては3,000万円以上） 【雇用促進奨励金】 ①企業立地奨励金の交付決定を受けている者 ②新城市民を常用雇用従業員として雇用基準日までに新たに5人以上雇用し、雇用基準日から1年以上継続して雇用した者 ※新設した事業者のみ対象 ※雇用基準日：操業を開始した日から1年を経過した日
補助内容	【企業立地奨励金】 新設、増設又は移転をした工場等の操業を開始した後に、最初に固定資産税が課される年度の翌年度から起算して、<u>土地・家屋については5年度間、償却資産については1年度間、固定資産税相当額を交付</u>します。 ※対象となる土地については要件あり。 【雇用促進奨励金】 新規に雇用した<u>従業員1人につき20万円、500万円を上限として交付</u>します。

※次の制度との重複利用はできません。

- 1.新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例の規定による奨励金。
- 2.新城市企業再投資促進補助金交付要綱の規定による補助金。

詳しくは、**新城市役所 産業振興部 産業誘致推進室**

【電 話】0536-23-7641 【FAX】0536-23-7047

【e-mail】yuchi@city.shinshiro.lg.jp